添付資料 社会福祉士任用の現状と可能性

No.1

/\ m=	141¢ PSS	tete	This A	AT III		101th	光力、 医切迹点上立	14 A A	<i>₽</i> 1∓
分野	機関・	旭 設	職名				業務・通知等の内容 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かな	法令名	条項 第 1 5 条
	福祉事務 所			主事	.29.	号	ければならない。ただし、・・・ - 指導監督を行う所員 二 現業を行う所員 三 事務を行う所員		
			所長	主事	.19.	社第193 号		運営について	別紙 二 生活保護 指導職員の任務
			課長	主事	.19.	社第193 号		運営について	別紙 二 生活保護指導職員の任務
			查察指導員		.11.	15号		営について	練について
			身体障害者 福祉司	社会福祉 主事		法律第 283号	身体障害社福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、・・・任用しなければならない。 — 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	身体障害者保祉法	第12条
			知的障害者福祉司				知的障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。 一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	知的障害者福祉法	第11条
			老人福祉指 導主事		S38.7 .29.			老人福祉法の施行に伴 う実施体制の整備につ いて	
					S38.7 .11.	法律第 133号	市及び福祉事務所を設置する町村は、・・・・社会福祉主事を置かなければならない。	老人福祉法	第6条
							都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所長の指揮 監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち 専門的技術を必要とするものを行う所員として、社会福祉主事 を置くことができる.	老人福祉法	第7条
			家庭相談員	主事	.22.	号	都道府県又は市町村の非常勤職員で、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意をもち、・・・・	運営について	運営要綱 第六 職員の資格 二 家庭 相談員
						360号		運営について	
			家庭児童福祉主事		.9.	社庶第74 号	家庭相談員は、福祉課長の指導監督を受けるものとする。	祉五法の実施体制の整 備について	図の説明
			母子自立支 援員		\$39.7 .1.	法律第 129号	2 母子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の 業務を行うものとする。一 配偶者のない女子で現に児童を扶 養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要 な情報提供及び指導を行うこと。	母子及び寡婦福祉法	第8条第2項
	児童相談 所		所長	社会福祉		法律第 164号		児童福祉法	第16条の2
			児童福祉司	社会福祉士		法律第 164号	都道府県は、児童相談所に、事務吏員又は技術吏員であって次の各号・・・児童の福祉に関する事務をつかさどるもの(以下「児童福祉司」という)を置かなければならない。	児童福祉法	第11条
						法律第82 号	当該児童の保護者の指導についての意見	児童虐待防止法	第13条
	保健所	精神保健福 祉相談員	精神保健 福祉士	S25.5 .1.	法律第 123号		精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律	第48条の2	
	身体障害 者更生相 談所		所長			社援更第 1 0 7 号	(ア)社会福祉事業に従事する者として五年以上 (イ)身体障害者福祉司として3年以上(ウ)医師、心理判定員又は職能判定員 (エ)その他	身体障害者更生相談所 の設置及び運営につい て	(二)職員の資格
			ケースワー カー 心理判定 員、職能判 定員	社会福祉 士 社会福祉 士			(ア)身体障害福祉司、社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者 イ 心理判定員、職能判定員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。 (ア)社会福祉士の資格を有する者		
	知的障害 者更生相 談所		所長		S35.6 .17.	社発第 380号	イ 社会福祉事業従事者として五年以上その職務を行い、必要な学識経験を有する者 ロ 医師・・・ ハ 知的障害者福祉司として三年以上勤務した者 ニ 準ずるもの・・・		五 職員の資格
			ケースワー カー 心理判定 員、職能判				イ 知的障害者福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者 ロ 知的障害者福祉司その他社会福祉事業従事者として二年以 上その職務を行ない前号に準ずる学識経験を有すると認められ		
精神			定員				る者		
障害	地域生活 支援セン ター						地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行う		第50条の二の6
	救護・更 生施設、 授産施 設、宿所 提供施設		施設長			厚生省令第18号	は社会福祉事業に、2年以上従事した者又はこれらと同等以上 の能力を有すると認められる者	施設の設備及び運営に	第5条
	灰洪旭议		生活指導員	社会福祉 主事			社会福祉法第18条各ごうのいずれかに該当する者又はこれと 同等以上の能力を有すると認められる者	関する最低基準	第5条の2
					S41.1 2.15.	社施第33 5号	等・・・		第一 一般的事項 四 職員の資格要件
								1C 761 C	

分野	機関・	施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
児童	児童養護 施設		施設長		S22 4	恒 生少小学	 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、で	旧帝运补体纪是瓜甘淮	第7冬
	NO HX					厚生百安第 63号	きる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	ルギ伸性肥政取化基件	
			児童指導員				一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学 校		第43条
							・生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立 するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支		第44条
	母子生活						援する		•
	支援施設		施設長				健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、で きる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	児童福祉施設最低基準	第7条
			母子指導員				 ・・・一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成 する学校・・・		第28条
							・・・生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼動の状況に応		第29条
							じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行 う等・・・		
	児童自立 支援施設						│ ・・・− 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援	児童福祉施設最低基準	第81条
			児童自立生		2.29.	63号	事業に五年以上従事した者 ・・・ー 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成		第82条
			活支援員	/// 公本			する学校・・・		
			児童生活支 援員	保育士			児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援する		第83条
	旧去层丛						社会主点を言んでいくことができるよう文族する		
	児童厚生 施設		施設長	Ę	2.29.		健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、で	児童福祉施設最低基準	第7条
			児童の遊び	母子指導			きる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者 児童厚生施設には、児童のあぞびを指導する者を置かなければ		第38条
			を指導する 者				ならない。 ・・・児童の自主性、社会性及び創造生を高め、もって地域に		第39条
							おける健全育成活動の助長を図る・・・		355 T
	地域生活			社会福祉		児障第25		障害児(者)地域療育等	ウ 地域生活支援事
	支援		ネーター	土	10.	号	と。 したがって、施設の業務は行わないものであること。	支援事業の取り扱いに ついて	(ア) 担当する職員について
							なお、コーディネーターは、児童指導員、生活指導員、社会福祉士等の資格を有するものであって、障害児(者)の処遇の業務について実務経験を5年以上有し、各種福祉施策に熟知してい		
	4 / 1 74 4						ることが望ましい。		
	身体障害 者更生援 護施設等		施設長社会社会社主事				施設長は、医師、各施設の入所対象者にかかる分野に関する特	の設備及び運営につい て	<u>(</u> 別紙)第一一 職
				主事	.22.		殊教育諸学校の長であった者、同分野に係る特殊教育教員免状 を有する者であって三年以上同分野における福祉、教育の経験		貝
							を有する者、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれに準ずる者とする。		
							 社会福祉主事の資格を有する者若しくは、社会福祉事業に二年 以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認めら		(別紙)第三章 身 休陪宝老廃護施設
							れる者	て	第五職員二
		身体障害 者更生施		社会福祉 主事	3.3	厚生省令第 54号		設等の設備・運営の基	
		設、身体 障害者授 産施設			0.		あって当該分野における3年以上の福祉若しくは教育の経験を 有する者、身体障害者福祉士若しくは社会福祉主事として5年 以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認めら	华	
				11 4 1=11			れる者		
		身体障害 者療護施		社会福祉 主事 			社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に、2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者		第21条
		設 舗装具製					社会福祉事業に5年以上従事した者又は補装具製作施設の施設		第42条
		作施設 点字図書					長として必要な学識経験を有する者 司書として3年以上勤務した者、社会福祉事業に5年以上従事		第46条
		点于凶音 館					つ音として3年以上動物した者、社会価値事業に3年以上従事 した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者		第40 录
		点字出版 施設					社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者		第46条の2
		身体障害					身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者小規模通所		第32条第8項
		者小規模 通所授産					授産施設を適切に運営する能力を有する者		
		施設 身体障害	管理人				 身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者福祉ホーム		第28条
		者福祉ホーム					を適切に運営する能力を有する者		
			生活指導員				内部障害者厚生施設における生活指導は、日常生活を正しく指		第 5 節の 5
		者厚生施 設		主事 .	.13.	号	導することによって健康管理及び職業訓練を効果あるようにし、かつ、長期の療養後における社会生活復帰のための精神訓練を対象の構造を表しませた。	設の設備及び運営につ いて	
							練と教養の補充を行うと共に、入所中の生活を適切かつ豊かに 送らせる・・・		
		身体障害 者福祉			S60.1 .22.	社更第4号	生活指導員は、社会福祉主事の資格を有する者又は、社会福祉 事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有す	設の設備及び運営につ	体障害者療護施設
		ホーム						いて	第五 職員 三
							れと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生援護施 設の設備及び運営に関	第21条の2
			ケースワー	計今經가	S60 1	計画筆1号	ケースワーカーは、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の資格	する基準 身体暗害者更生揺護施	(別紙) 第六 内部
			カー	主事	.22.	正文和节与	を有する者でなければ成らないこと.	お体障害有更主接護施設の設備及び運営について	

社会福祉士任用の現状と可能性

No.3

分野	機関・	施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
障害	知的障害 者援護施 設等	者更生施 設、授産 施設、通	施設長/寮長		H2.2. 19.	厚生省令第 57号	1 . 社会福祉事業に5年以上従事した者であって、施設を運営するのに適切であると認められる者 2 . 精神保健に関して相当の学識経験を有する医師 3 . 前2号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者	設備及び運営に関する	第12条
		勤寮	生活指導員				学校教育法に基づく大学において、心理学、教育学又は社会学 を修めて卒業した者		第7条の5
		知的障害 者福祉 ホーム	管理人				知的障害者福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に管理 運営する能力を有する者		第33条
		知的障害 者小規模 通所授産 施設	施設長				知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、小規模通所授産施設を 適切に運営する能力を有する者		第21条
	知的障害 者生活支 援事業		生活支援ワーカー	社会福祉士	H3.9. 19.	児障第28 号	(2) 生活支援ワーカーは、知的障害者福祉司、生活指導員、児童指導員、社会福祉士の資格を有するものであって、知的障害者(児)処遇の業務についての実務の経験を5年以上有することが望ましいこと。	知的障害者生活支援事 業の取り扱いについて	
	社会福祉協議会		福祉活動指導員				・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熟意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格福祉活動指導員
			企画指導員	社会福祉 士	H6.9. 30.	発社援第 300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と 熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉 事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する 者・・・		5 任用資格 企画指導員
					H13.8 .10.	社援発第 1391号	(1) 本事業の実施に当たっては、必要な相談員等を置くこと。	地域福祉推進事業の実施について 地域福祉 推進事業実施要綱 ボランティア振興事業実	5 職員等の配置
			地域福祉活動コーデ・ィネーター	社会福祉 士			地域福祉活動コーディネーターは、地域福祉の推進に理解と熱意を有し、社会福祉士の資格を有する者又は社会福祉主事の任用資格を有し相談援助の業務に相当の経験を有する者をもって充てる。	<u> </u>	(1) 地域福祉活動コーディネーター の配置
			福祉活動専門員	社会福祉 士		300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と 熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉 事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する 者・・・	社会福祉協議会活動の 強化について	5 任用資格 福祉活動専門員
	証明事務		要介護状態 の事実	社会福祉士	H7.9. 29.	696号/	の事実 医師、保健婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業 療法士、社会福祉士又は介護福祉士が交付する別添の基準に係	育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行(第2次施行分)について	第2項の「証明する ことができる書類」 として利用可能な書
	苦情解決			土	.7.	4号/社援 第1351 号/障第4	○ 第三者委員の要件 ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。 イ 世間からの信頼性を有する者であること。 (例示) 評議員(理事を除く)、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など	による福祉サービスに 関する苦情解決の仕組 みの指針について	
	生活支援		常勤職員	社会福祉 士	H8.5. 10.	3 3 号	(1)生活支援事業を行うため、ア又はイのいずれかに該当する者を一名常勤(専従)で配置するものとする。 ア 社会福祉士等のソーシャルワーカーで障害者の相談・援助業務の経験がある者	市町村障害者生活支援事業の実施について	5 職員配置等
+	福祉用具		職員	社会福祉 士	H6.10 .21.	8 4号/老		民間事業者による福祉 用具賃貸サービス及び 福祉用具販売サービス のガイドラインについ て	ライン 2 職員に 関する事項 および
老人	老人福祉 施設(養 護老人 ホーム、		施設長		.26.	社老第17 号	1 . 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者	軽費老人ホームの設備 及び運営について	
	特別養護 老人ホー ム、軽費				3 . 3 1 .	46号		特別養護老人ホームの 設備及び運営に関する 基準について	
	老人ホーム)		生活相談員	社会福祉 主事			1.社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉法第18条各ごうのいずれかに該当する者又はこれと 同等以上の能力を有すると認められる者	養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第5条 第5条の2
	在宅介護				S41.1 2.16.		「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する業務に携わったことのある者等・・・		
						社老第17 号		軽費老人ホームの設備 及び運営について	5 職員 (1)職員 数
	住七万 護支援センター		所長 ソーシャル ワーカー			社老第28 号	・・・次に掲げる職種の職員を常勤で配置する・・・なお、職員の配置にあたっては、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせて配置するものとする。 社会福祉士等のソーシャルワーカー又は保健婦一人	の実施及び推進につい	別添4の2 1 在 宅介護支援センター 運営事業 (8)職 員の配置等

社会福祉士任用の現状と可能性

No.4

分野	機関・	施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
介保	居宅介護 支援		管理者		H11.3 .31.	厚生省令第 38号	専門員の職務に従事する場合	指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に 関する基準について	第3条
			介護支援専門員				・・・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技能を修得ものと認められるもの・・		第11条
					H11.7 .29.				二 人員に関する基 準
	指定介護 老人福祉 施設				H12.3 .17.			指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営 に関する基準について	第二 人員に関する 基準 四
	介護老人 保健施設						介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者 を一人以上配置するものとする。・・・	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について	第二 人員に関する 基準 六
	指定介護 療養型医 療施設				H12.3 .17.		介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者 を一人以上配置するものとする。・・・	指定介護療養型医療施 設の人員、設備及び運 営に関する基準につい て	第三 人員に関する 基準・設備に関する 基準 一 人員に関 する基準 (四)

[備考] 社会福祉法施行規則(昭和26年6月21日厚生省令第28号)

(法第19条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者) 1、社会福祉士 2、精神保健福祉士